

構想(プロジェクト)管理番号	規制特例提案事項管理番号	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項の内容	具体的事業の実施内容	(再)提案理由	都道府県名	提案主体名	構想(プロジェクト)の名称	提案概要
1038	1038010	<p>現行の財務諸表の注記事項等(営業報告書、附属明細書を含む)に雇用・労働関係などの社会的責任投資の具体的な情報を記載すること及びその実効性を担保するための新たな資格制度の創設</p>	<p>法定の財務諸表の注記項目に従業員および労働関係の状況の記載を法定化する。たとえば労働災害の発生数とそれに伴う補償額や引当金繰入額、災害防止費用額、障害者雇用数とそれに伴う報奨金額または納付金額、離職率、従業員の年齢構成、定年年齢、派遣労働者及び業務請負業者の利用状況、ストックオプションの付与の有無など。加えて証券取引法監査・商法特例法監査などの対象となっていた企業の範囲を拡大する。すなわち従業員数に基づいた適用規模の要件を加え、医療法人、社会福祉法人(たとえば従業員数100名以上の法人・企業を対象とするなど)なども一元的な会計ルールにおける財務諸表の開示対象法人とする。</p>	<p>財務諸表の監査は主に会計監査であるが、業務監査として労働関係の状況を記載を法定化する。そのために監査法人に社会保険労務士の資格を持ったもののうち、一定の試験に合格した者の参画を義務付ける。このようにしてはじめて、監査法人としても労働関係に関する事項についても無限定適正意見などの意見が表明できると考える。なお外部の専門家としての社会保険労務士を監査法人が利用するという形態では一元的な財務諸表の監査ではないため不適当である。独立の経済主体同士が協力するような監査形態では、相手の専門能力の判定などに時間と費用の追加的な負担が要求されることも指摘できる。また専門家にとっても責任の分担となり、不測の損害をこうむる可能性がある。</p>	<p>投資家にとって企業の財務状況を図る有力な手段が財務諸表である。だが現行の財務諸表の限界として、従業員のモチベーションや災害防止努力といった局面を十分に表示できないということが指摘できる。確かに人的側面を財務諸表そのものに載せることが会計理論的には困難である。だが困難であるからといって全く記載しないのは投資家にとって企業の会計的な姿のある側面の情報が欠けることにつながる。さらには新規卒業者が就職をする際にも財務情報は企業選択の一手段となる。そこで財務諸表の注記に最低限の項目の記載を義務付けるべきだと考える。その際、その人的側面に関する業務監査に民間における人事の専門家である社会保険労務士が現時点では近い業務を行っている専門職種だと考える。具体的には給料資金、退職金、福利厚生費、災害防止等の教育研修費といった人的側面の項目に関することについては一定の知識がある。だが会計監査及び業務監査が考えられるなか、社会保険労務士の試験形態は主にマークシート方式であるため、財務諸表の意見表明のために合理的な基礎を提出できるだけの能力が担保されているとは言いがたい。上記考慮の結果としては、新たな資格制度を創設するか、既存の社会保険労務士試験を高度化すべきである。論文形式も取り入れ、すでに資格を有しているが開業しているかを問わず、再度受験が必要となるようにしなければならない。難関試験化することは容易に予想される。また、提案内容からいって必然であると考えられる。その場合、合格後の活躍の場が担保されていないことから考えても、合格者が監査法人に属することを政策的に誘導し、義務付けるべきである。それによって専門家としての被監査企業からの経済的独立性が担保されると考える。また単一企業に対して複数の監査主体から監査を受ける場合には異なる結果が出ることもなりかねないことから、新たな資格の単独の法人組織制度の創設は有害であると考えられる。</p>	東京都	佐藤一郎	<p>財務諸表による情報開示の充実、開示対象法人の拡大及びあらなた専門資格の創設</p>	<p>開示される企業情報は財務諸表の会計情報が中心である。人的資源などの会計情報以外の情報が不足している。そのために投資家にとって有用な情報が不足している。したがって開示対象情報を増加すべきである。財務諸表等規則の対象となり開示される法人を拡大して、共通化された会計ルールで開示されるよう求める。さらに財務諸表を作成するために新たな専門資格の創設を提案する。</p>
1039	1039010	<p>キャプティブ保険会社制度の創設</p>	<p>保険業法施行規則第71条第1項に「5. 沖縄振興特別措置法による金融業務特別地区に設立されたキャプティブ保険会社」を加えることで日本におけるキャプティブ保険会社に対する出再(再保険)について、保険会社の責任準備金の積立を免除する道を拓く。 キャプティブ保険会社(親会社または関連会社)のリスクのみを引受対象とする保険会社)を法律の中において明文化する。</p>	<p>平成16年: キャプティブ保険会社に関する規制監督項目洗い出し キャプティブの制度化</p>	<p>国内におけるキャプティブ保険会社のニーズは高いものと認識している(添付資料2)。今年度に入って日系企業4社が新たに海外にてキャプティブ保険会社を設立している。 名護市は、キャプティブ保険会社の定義として「親会社を頂点とする企業集団のリスクのみを引受対象とする保険会社・企業集団とは、親会社の連結決算対象会社、第三者リスクは一切引き受けない」を提案させて頂いており、第三者のリスクを引き受ける一般の保険会社と比べ引受けるリスクは限定される。 ニューヨーク州を始めとして海外においてキャプティブ保険会社に対しては、一般の保険会社に対する基準とは別の規制が認められている(資料1、2)。保険監督者国際機構(IAIS)の「再保険者の監督のための最低要件に関する原則(2002年10月)」の中でも一般の保険会社よりも緩和される規制を認めている()。これを踏まえるとキャプティブ保険会社が、一般の保険会社と同じ基準を満たす必要があるとは必ずしもいえないのではないかと、()「キャプティブがその所有者のリスクのみを引受け、また同一組織の一部である場合、キャプティブは金融システムに同様のリスクを課さないであろうし、このリスクが軽減されていることを認識して別の規制が確立されよう」 「キャプティブ保険会社に対する出再(再保険)について保険会社の責任準備金の積立免除」を海外と同様に国内でも認めて頂き、「金融テクノロジー開発特区」におけるキャプティブの規制並びに監督体制を海外と比較してきちんと行なうこと(資料3、4)が契約者保護に繋がると考える。</p>	沖縄県	沖縄県名護市	<p>金融テクノロジー開発特区</p>	<p>名護市は沖縄振興特別措置法に基づき金融業務特別地区の指定を受け、金融関連業務の集積を進めている。集積にあたっては、地域経済の自立化のみならず、我が国経済の活性化に寄与できる業務を「金融テクノロジー開発特区」構想により導入することで、全国に先駆けた金融関連業務の実験場としての機能も併せて担っていく。具体的には企業のリスクファイナンス手法として近年益々ニーズが高まっているキャプティブ保険会社の国内での設立を可能とすべく「キャプティブ保険会社制度の創設」を提案する。</p>

構想(プロジェクト)管理番号	規制特例提案事項管理番号	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項の内容	具体的事業の実施内容	(再)提案理由	都道府県名	提案主体名	構想(プロジェクト)の名称	提案概要
1044	1044010	保険業法の規制の一部撤廃	<p>保険業法(平成7年6月7日法律第105号)の第300条(保険契約者の締結又は保険募集に関する禁止行為)の5(保険契約者又は被保険者に対して、保険料の割引、割戻しその他の利益を約し、又は提供する行為)の法律を撤廃し、この法律を守らなくてよい特例の構造改革特区を大阪府で認めていただきたいです。。そもそもこの規制は、保険料がどの保険会社で加入してもあまり変わらなかった時の規制であり、現在のように外資系の保険会社を中心に、安い保険料の保険を販売している現実には合わなくなっております。保険の割戻し、割引を禁止する規制を守らなくてよい特例の構造改革特区を大阪府に認定していただければ、多くの保険代理店が大阪府内に事務所を構えるようになるので、雇用も数百人ぐらいは増えて地域の活性化になりますし、大阪府民は保険の割引によって利益を得ます。勿論、全国で規制が撤廃されれば、値引きによって国民の多くの方が利益を得ます。</p>	<p>保険の値引き、割戻しが実現すれば、以下の事業が出来るようになります。ステップ1、個人、法人のホームページから当社のホームページにリンクを張ってくださることを条件として、会員になっていただきます。ステップ2、会員になってくださった方が自動車保険や火災保険、ガン保険等の各種保険を当社で加入して頂ければ、2%~7%の保険料の割引をして会員を増やし、当社ホームページへのアクセスを増やします。そして色々なサービス、物品等をホームページで販売する。ステップ3、ホームページを作るソフトを作れるようになれば、このソフトを配り、より多くの方々に当社にリンクを張っていただく。当社ホームページにリンクを張るだけで、保険料の割引を受けられるので、多くの方がホームページを立ち上げるのでインターネットの普及率が上がる。最終的には、4000万人の方が利益を得ようとして、4000万人の方がホームページを作る過程でIT知識が向上します。特例の構造改革特区を大阪府に認定していただければ、多くの保険代理店が大阪府内に事務所を構えるようになるので、雇用も数百人ぐらいは増えて地域の活性化になります。勿論、全国で規制が撤廃されれば、値引きによって多くの方が利益を得ます。</p>	<p>保険業法(平成7年6月7日 法律第105号)第300条の5(保険契約者又は被保険者に対して、保険料の割引、割戻しその他特別の利益の提供を約し、又は提供する行為)の規制を守らなくてよい特例の構造改革特区の認可をお願いいたします。この法律は昔、保険会社の保険料があまり変わらなかった時の規制であり、現在外資系の保険会社など安い保険料の保険があり、保険代理店は保険の値引きが出来ないため、保険料の安い保険会社に顧客を取られております。この点が問題であり、自由競争の原則から、直接顧客に安い保険を販売する保険会社に対抗する代理店の手段として、保険手数料の範囲で代理店に値引きを許可すれば、保険代理店は安い保険を選ぶ顧客をかなり守れます。又、保険に加入している顧客は値引きによって利益を得ることが出来ます。自由競争の原則からも、顧客の利益の為からもこの法律は撤廃すべきです。当社のビジネスモデルでは、個人、法人のホームページから当社のホームページにリンクを張ってくださることを条件として会員になっていただき、会員が当社で保険に加入していただいた時に、保険料の2%~7%の値引きをして会員を増やし、当社ホームページへのアクセスを増やしていき、各種サービス、物品を販売していくビジネスですので、この規制の特例を認めていただかないと違法になります。</p>	大阪府	個人	インターネットの普及計画	<p>パソコンとインターネットの普及が国力を決定する一つの要因になるため、各国はその普及にやっきになっております。日本にインターネットをより普及させるために、個人、法人のホームページから当社ホームページにリンクを張ってくださることを条件に会員になっていただく。会員になってくださった方が各種保険に当社で加入して頂ければ、2%~7%の保険料の割引をしてホームページを作りインターネットをする方を増やす。この構想を実現するため、保険業法の第300条の5を撤廃して、保険代理店が保険の値引きが出来るようにして、多くの方が値引きの利益を得るようにする事が必要です。</p>
1059	1059020	コミュニティ・ファンド創設に係る自治体基金活用の規制緩和	<p>地方自治法第241条第2項は「基金は、これを前項の条例で定める特定の目的に応じ、及び確実かつ効率的に運用しなければならない」と規定している。さらに、昭和39年12月9日の行政実例は、基金について「指定金融機関以外の金融機関に預金するものについては知事に協議する」と預金先に制限を加えている。しかし、2005年4月からのペイオフの実施によって、全国自治体基金は決済用預金として金融機関に預金せざるを得なくなった。これはゼロ金利であるから果実は生まない。それなら基金を金融機関ではなく、鉄道基金に預け替えし、他自治体に長期資金として貸付運用を行っても「確実かつ効率的な運用」を妨げることはない。また同法第241条に、自治体が基金を設置できる規定があることから、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律第2条の「業として預り金をするにつき他の法律に特別の規定のある者」には自治体を含めて解釈運用すべきである。以上を実現するために下記3点の規制特例措置を設ける。 (1)金融機関以外への預金を金融機関と同様に行えるよう、行政実例の制限を緩和する。 (2)金融機関への預金を前提として解釈運用されてきた地方自治法第241条の規定に関わらず、自治体基金の他自治体への貸付運用を認める。 (3)出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律第2条の「業として預り金をするにつき他の法律に特別の規定のある者」に自治体を含めるよう規制緩和する。</p>	<p>ふるさと銀河線は毎年3億7000万円ほどの赤字を生い、これまで鉄道基金のうち第2・第3基金の取り崩しによって対応してきたが、この原資が底をつく状況にある。そこで、この財源対策として、沿線自治体基金のうち一定額をゼロ金利で鉄道基金に預け替え、さらに同線存続を願う全国の個人から総額100億円の貸付を受け、この100億円の原資を1%程度の利息で他自治体に長期資金として貸付することによって、毎年1億円の赤字補填財源を捻出する。</p>	<p><コミュニティ・ファンドの説明> 自治体基金及び個人預金の預け替え・運用によって原資をつくり、特定目的事業創出のために資金提供する手法は、ひとつの「コミュニティ・ファンド」である。総務省は平成15年7月、「新しい経済活動を伴う地域経済活性化に関する検討会」(座長 加藤寛千葉商科大学学長)を立ち上げ、3回の委員会開催後、地域経済回復のための具体的な手法としてコミュニティ・ファンドと「地域通貨」が必要であると提言している(資料2-3 報告書1ページ)。同研究会の地域経済を見つめる状況認識は、ふるさと銀河線沿線自治体の置かれている状況と一致する。コミュニティ・ファンドの導入の必要性については、資料2-3 報告書4ページに述べられている。このコミュニティ・ファンドは、コミュニティ・サービス事業者に対し、資金を提供することによって、特定目的事業の実現を果たすものである。本件特区においては、北海道ちほく(高野鉄道(株))がコミュニティ・サービス事業者となる。さらにコミュニティ・ファンド形成の財源確保に当たり、まず自治体が率先して出資等によりファンドを形成し、それを「呼び水」とし地域住民の参加を呼びかけるべきとしている(資料2-3 報告書17ページ)。そして、総務省は自治体の先進的な取り組みを期待して、2004年度からコミュニティ・ファンドを創設する自治体に対し、地方交付税による財政支援を打ち出した。以上のように、コミュニティ・ファンドは地域経済活性化のための新政策であり、国も財政支援することによって全国へ広めようとしているものである。 <北海道ちほく(高野鉄道)経営安定基金の説明> 現在、ふるさと銀河線の赤字補填には鉄道基金が設けられ、これは北見市条例の中に規定されている。「北海道ちほく(高野鉄道)基金条例」においては「第1基金」から「第3基金」までが定められており、その基金毎に目的、制約が規定されている。第1基金は、当初48億7700万円積み立てられ、1998年度から2000年度にかけて北見市の一般会計に対し、1.3~2%の利息で長期貸付が行われ、現在の未償還元金は23億7000万円である。これによる、年間の利息収入は3300万円に達している。以上のように、現状においても利息収入の運用が実施されており、この貸付規模を100億円にすることで1億円の利息を得ようとするものである。 <預け替えした場合の基金の保全及び資金量> 本件特区が認定された場合、自治体基金等は、鉄道基金中「第1基金」に積み立てるものとする。この場合貸付者との契約の際には、沿線自治体議会の債務負担行為の議決を行うものとし、損失補償契約条項を盛り込み債権を保全する。また、鉄道基金の運用は、同基金条例第3条の2の規定により沿線自治体と協議することとされており、債権保全が担保されている。なお、2001年現在の北見市を除く沿線6自治体の基金残高は154億円であり、この一部の預け替えによって100億円の原資を集めることが可能である。</p>	北海道	ふるさと銀河線存続運動連絡会議	ふるさと銀河線DMV特区構想	<p>北海道ちほく(高野鉄道)ふるさと銀河線に、鉄道も道路も走行できるデュアル・モード・ビークル(DMV)を導入し、北見都市圏を中心に、鉄道と道路を一体としたきめ細かい地域交通ネットワークを構築すると共に、同線の沿線地域による支財源として、ゼロ金利債を導入する。 同線には、知床・オホーツク圏への鉄道アクセス手段として、札幌~北見~網走・斜里間直通特急を走らせる別の構想があるため、特急など鉄道車両とDMVが同一線路上を走行する上で、「鉄道敷を道路とみなす規制緩和」が必要である。また、「ゼロ金利債」の具体的施策の展開のため、「コミュニティ・ファンド創設に係る自治体基金活用の規制緩和」が必要である。</p>

構想(プロジェクト)管理番号	規制特例提案事項管理番号	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項の内容	具体的事業の実施内容	(再)提案理由	都道府県名	提案主体名	構想(プロジェクト)の名称	提案概要
1072	1072030	輸出入自動車の回送運行における自動車損害賠償責任保険料の低減	特定事業1204により交付された回送運行許可番号標における自動車損害賠償責任保険料を低減する。	特定事業1204による回送運行許可番号標の使用は、回送運行事業者の負担が軽減されるとともに、回送運行効率の向上により地域の活性化に寄与する。そこで、同許可番号標の自動車損害賠償責任保険料を低減することにより、更なる事業者の負担軽減とその使用拡大による回送運行効率の向上を推進する。	特定事業1204により交付された回送運行許可番号標は、使用区間が限定されるとともに、熟練した作業員が使用することを考慮して、自動車損害賠償責任保険料を低減する。	愛知県	名古屋港管理組合	名古屋港産業ハブ特区計画	名古屋港は、海上輸送と陸上輸送の結節点として、中部地域の発展に大きく寄与している。名古屋港産業ハブ特区計画は、「名古屋港の戦略的な活用による中部地域ものづくり産業の持続的な発展」を目標として、「名古屋港全域における物流機能の高度化」「ロジスティクスハブの形成」「基盤産業ハブの形成」の3つの事業展開を推進している。こうした中、急増する海上コンテナ貨物の港湾内(陸域)輸送における「自動車の回転灯装備と公道走行の柔軟化」、輸出入自動車の回送運行における「仮ナンバー表示の柔軟化拡大」により、リードタイム短縮・コスト縮減を通じて物流の更なる効率化をめざす。
1075	1075011	飯山商工会議所地域活性化特区(供託基準額の引き上げのみ検討対象登録免許税の免除の分は、税財源措置を求めるものであるため検討対象外)	飯山商工会議所が会員事業所共通で使用可能な商品券の発行に関しては、基準日未使用残高1千万円を2千万円等への引き上げと、登録免許税の免除を提案します。	飯山商工会議所が主体となり、平成17年6月に商品券を発行する予定。この商品券は飯山商工会議所会員事業所で使用でき、無期限で、内山紙等地域の特色を出した商品券を、総額2000万円発行する。	現在、「前払式証票の規制等に関する法律」にて使用期間が6ヶ月を超えるものであって、基準日(毎年3月31日・9月30日)において基準日未使用残高が1千万円を超えた場合に、その2分の1以上の発行保証金を供託することになっている。この供託金は事実上、商品券を回収したときの支払金等必要経費とは別に用意しなくてはならず、このため当所等の非営利目的の法人には資金的に実施困難となっている。	長野県	飯山商工会議所	飯山商工会議所共通商品券発行計画	長野県飯山市では過疎化・高齢化が進んでおり、経済も衰退を辿っている。そこで飯山商工会議所が主体となり、商品券の計画を進めている。この商品券は使用期限無期限で、市内商店街等で使える共通商品券で、また、地域住民に親しまれるように地域の特色(内山紙等を使用した)のある商品券にしていく。この商品券の発行により経済の活性化を図る。この計画を実行するうえで、当所などの営利目的ではない団体では「前払式証票の規制等に関する法律」での供託金の捻出が非常に困難であり、この法律の緩和を提案する。
1232	1232050	知的財産権を信託した場合の信託受益権の有価証券化	信託業法上の受託可能な財産に認められていない知的財産について、それを信託した場合の信託受益権を有価証券化する。	映像やソフトウェアの著作権等の信託受益権を有価証券化することにより、資金調達が多様化を図る。	映像やソフトウェアの分野では、個人やベンチャー企業が開発しても、資金面から資金力のある企業に権利を譲ることとなる。開発者が著作権を信託会社に信託し、多様な信託財産と組み合わせることを可能にすることにより、信託受益権の安定化が図られ流動化が高まり、有価証券化による資金調達が可能になるものと考えられる。これにより、起業意欲を高めることができるため。 現在、知的財産権を信託に出すことが可能となるよう信託業法の改正案が国会に提出中(継続審議)であるが、さらに信託受益権が有価証券化できるよう所要の法律を整備していく必要があるため。	東京都、神奈川県	東京都、神奈川県、横浜市、川崎市	東京湾岸地域における経済特区	東京湾岸地域は、産業構造の転換などに伴い、空洞化等の問題が生じているが、新しい動きとして、今後成長が期待される。環境、エネルギー、先端的な研究開発型企業など、高度な知的資源が立地しつつある。そこで、立地特性を踏まえ、法規制の緩和とともに、税の優遇措置、融資制度の創設・拡充などを講ずることにより、環境・エネルギーなどの成長産業の拠点形成を進め、世界を牽引する経済拠点へと発展させ、経済活性化を促進する。

構想(プロジェクト)管理番号	規制特例提案事項管理番号	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項の内容	具体的事業の実施内容	(再)提案理由	都道府県名	提案主体名	構想(プロジェクト)の名称	提案概要
5056	50560145	信託受益権の有価証券化に関する法規定の整備【新規】	信託受益権の有価証券化が可能となるよう、信託法に所要の規定を明記すべきである。また、可能なものについて、証券取引法上の有価証券とすべきである。		信託受益権の流通性、安全性が高まり、受益権の買い手が増加し、資産流動化市場が活性化する。		(社)日本経済団体連合会		
5086	50860033	信託受益権の有価証券化	信託受益権を有価証券指定し、流通性を付与する。	・信託受益権の公募発行が可能となる。 ・特定目的会社が不要となるため、調達コストの削減効果がある。	流動化商品は広く投資家に浸透してきており、ABSと比較してもその商品性にほとんど差はないものと考えられる。一方、投資家側にとっても運用難の状況が続いており、流動化商品は投資対象としてのニーズは高いものの、社内規程あるいはB/S上の開示の問題から、受益権には投資できないという投資家も存在する。		社団法人リース事業協会		